

衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会ニュース

平成 29. 4. 20 第 193 回国会第 3 号

4 月 20 日（木）、第 3 回の委員会が開かれました。

1 議案の撤回許可に関する件

- ・平成 31 年 6 月 1 日から同月 10 日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案（逢沢一郎君外 9 名提出、第 192 回国会衆法第 13 号）の撤回を許可することに決しました。

2 平成 31 年 6 月 1 日から同月 10 日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律案起草の件

- ・岩屋毅君外 4 名（自民、民進、公明、維新）から、起草案を成案とし委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が提出され、提出者谷公一君（自民）から趣旨説明を聴取しました。
- ・提出者谷公一君（自民）並びに政府参考人に対し発言がありました。
- ・採決を行った結果、賛成多数をもって起草案を成案とし、これを委員会提出の法律案とすることに決しました。（賛成－自民、民進、公明、維新 反対－共産）

（発言者及び主な発言内容）

塩川 鉄也君（共産）

- ・一定の要件を満たす地方公共団体の長・議員の任期を短縮できることとする今回の立法措置が必要となった理由について、動議提出者に伺いたい。
- ・今回の立法措置は兵庫県の阪神・淡路大震災の影響を受けた地方公共団体からの要望を踏まえたものと承知しているが、要件を満たせば他の地方公共団体も対象となる規定となっている。このように他県にも波及す

る規定としたことについて、動議提出者の見解を伺いたい。

- ・今回の立法措置は統一地方選挙の期日と任期開始日との間に「ずれ」が生じている地方公共団体において、これを解消するため、一定の要件を満たす場合に任期を短縮できることとするものであるが、「ずれ」の解消には選挙期日を任期満了に合わせるなど、他の選択肢もあると考えるが、動議提出者の見解を伺いたい。